

～ 居宅介護支援事業所の皆様へのお知らせです ～

石垣市福祉部 介護長寿課
給付認定係

令和6年4月1日より変更されます

- 生活援助の理由書についての取り扱い
 - 福祉用具購入・住宅改修の書類提出について
-

～ 同居家族のいる理由書の提出について～

今までの取り扱い

- 同居者がいる場合の算定の可否について判断をする必要がある為、本市の取り扱いでは、同居家族のいるすべての世帯を対象に理由書の提出を求めてきました。

新しい取扱い

- 高齢者のみの世帯や特定疾患や精神疾患、障がい者等との同居の場合については市役所への理由書の提出を省略することになりました。引き続き提出を求める対象としては、居宅サービス計画書1表の下部にある「生活援助中心型の算定理由」の箇所の「その他」に該当する場合となります。
※ 判断に迷う場合は問い合わせ下さい。

福祉用具購入・住宅改修の書類の提出について

今までの取り扱い

- 福祉用具購入・住宅改修(事前・事後)の申請の際、ケアプランへ位置付けている場合は、担当のケアマネジャーより必要書類一式を提出していただいていたいました。

新しい取扱い

- 福祉用具事業者や住宅改修事業者の方が、介護支援専門員に代わり書類一式を窓口へ提出し、申請を行う事ができます。ただし、理由書等の作成や関連資料の作成、現場確認の協力などは引き続き事業者と連携を図ること。